

輪島塗復興協議会 会計規約

令和7年1月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、輪島塗復興協議会（以下「協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協議会の会計業務に関しては、輪島塗復興協議会（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 協議会の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと

(会計区分)

第4条 協議会の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 一般会計
- 二 特別会計

なお、補助事業等に取り組む場合は、各事業ごとに特別会計を設け、区分して経理する。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、北國銀行に開設する。特別会計にあつては、必要に応じて、各事業ごとに口座を開設する。

(会計年度)

第6条 協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年1月1日から翌年12月31日までとする。ただし、協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の12月31日までとする。

2 協議会の出納は、翌年度の12月31日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、以下の者とする。

出納責任者 理事 中島 悠

(経理責任者)

第8条 協議会の経理責任者は、以下の者とする。

経理責任者 理事長 大工 治彦

第2章 予算

(予算の目的)

第9条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第10条 事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(予算の流用)

第11条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第3章 決算

(決算の目的)

第12条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第13条 決算は、毎年12月末の年度決算とする。

第4章 収入及び支出

(収入の記載)

第14条 会費その他の収入があったときは、領収証を発行するとともに、発行した領収証の写し等を付して会計簿に記載しなければならない。

(支出の記載)

第15条 会計は、会員から支出報告を受けたときは、会計簿に支出を記載し、領収書を保管しなければならない。

第5章 出納

(金銭の範囲)

第16条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第17条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第18条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

(支払方法)

第19条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(年度決算の確定)

第20条 理事長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第6章 雑則

第21条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。